



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和4年10月14日金曜日 第350号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県職業訓練生の災害見舞金の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（労政雇用課）... 871

告 示

医療機関の指定.....（保健福祉課）... 872

指定医療機関の廃止の届出.....（ " ）... 872

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....（ " ）... 872

指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の廃止の届出.....（ " ）... 872

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....（経営支援課）... 872

くるまぐる（小型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....（水産課）... 873

落札者等の告示.....（会計課）... 873

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....（東予地方局農村整備課）... 873

建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）... 874

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 874

道路の区域変更（一般国道441号）.....（南予地方局西予土木事務所）... 874

落札者等の告示.....（義務教育課）... 874

教育委員会規則

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則.....（高校教育課）... 875

教育委員会告示

令和5年度愛媛県県立高等学校入学選抜実施要項.....（高校教育課）... 876

令和5年度愛媛県県立中等教育学校入学選考実施要項.....（ " ）... 881

令和5年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学選抜実施要項.....（特別支援教育課）... 883

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）... 885

政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）... 885

政治団体の解散の届出.....（ " ）... 886

資金管理団体の指定の届出.....（ " ）... 886

資金管理団体でなくなった旨の届出.....（ " ）... 886

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第36号

愛媛県職業訓練生の災害見舞金の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月14日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県職業訓練生の災害見舞金の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県職業訓練生の災害見舞金の支給等に関する規則（昭和42年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（支給要件） 第9条 傷病見舞金は、訓練生であつて、次の各号のいずれかに該当する者が職業訓練上又は通所途上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため職業訓練を受けることができない日について支給す	（支給要件） 第9条 傷病見舞金は、訓練生であつて、次の各号のいずれかに該当する者が職業訓練上又は通所途上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため職業訓練を受けることができない日について支給す

る。

(1) 次に掲げる給付（以下「訓練手当等」という。）のいずれかの支給を受ける者
ア～ウ 省略
エ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第72条の給付金
(2) 省略

2 省略

る。

(1) 次に掲げる給付（以下「訓練手当等」という。）のいずれかの支給を受ける者
ア～ウ 省略
エ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第80条の給付金
(2) 省略

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1032号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和4年10月14日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
アイン薬局 金生町店	四国中央市金生町下分12-49-1	令和4年8月1日

○愛媛県告示第1033号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年10月14日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
山内歯科医院	南宇和郡愛南町御荘平城2276-2	平成31年2月28日
一般社団法人今治市歯科医師会歯科診療所	今治市南鳥生町二丁目3番6号	令和2年5月15日

○愛媛県告示第1034号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

令和4年10月14日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社エフォート	宇和島市宮下甲1535番地60	居宅介護支援事業所きずな	宇和島市宮下甲1535番地60	令和4年7月29日

○愛媛県告示第1035号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から指定訪問看護事業等を次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年10月14日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社リハビリステーションみかん	松山市東長戸三丁目4番27号	訪問看護ステーションれもん	伊予郡松前町大字筒井960-4	令和4年6月30日

○愛媛県告示第1036号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並び

に松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年10月14日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス河野店

松山市河野中須賀318番1、松山市菟木甲6番1他2筆

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 代表取締役 横山 英昭

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 代表取締役 横山 英昭

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年5月30日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,390.84平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数
55台
- イ 駐輪場の収容台数
10台
- ウ 荷さばき施設の面積
27平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
10.35立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日
令和4年9月29日
- 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1037号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐる（小型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量（令和4年7月愛媛県告示第765号）を次のとおり変更した。

令和4年10月14日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	変更前	変更後
		愛媛県くろまぐる（小型魚）漁業	4月から6月まで
	7月から9月まで	4.1トン	4.5トン
	10月から12月まで	1.0トン	1.0トン
	1月から3月まで	3.9トン	3.9トン
	総計	9.9トン	10.3トン

○愛媛県告示第1038号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年10月14日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
タブレット端末（iPad） 522台	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年9月28日	株式会社ウイン 愛媛県松山市二番町三丁目6番地5	27,005,000円	一般競争入札	令和4年8月19日

○愛媛県告示第1039号

西条市船屋土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6

項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年10月14日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 西条市船屋土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書

の写し
 (2) 西条市船屋土地改良区定款の写し
 2 縦覧期間

令和4年10月19日から11月16日まで
 3 縦覧場所
 西条市役所本庁

○愛媛県告示第1040号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
 令和4年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-3)第3830号	令和4年2月19日	オオノ開発(株)	大野 照旺	松山市北梅本町184	令和4年9月5日	造園工事業	建設業の廃止(一部)
(般-2)第18600号	令和3年2月19日	タイハウ商工(有)	眞鍋 一平	松山市石手4-8-14	令和4年9月8日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業、舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-29)第17093号	平成29年10月24日	(株)ライフテクニカル	大野 元	松山市和泉北1-3-1	令和4年9月22日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1041号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 令和4年10月14日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建(開)第22号 令和4年10月4日	伊予郡松前町大字神崎字石ノ元984番1	伊予郡松前町大字神崎172番地1 ヘルメゾン神崎101号 山 本 佳 祐

○愛媛県告示第1042号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和4年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	441号	西予市野村町野村10号344番5から 同町野村10号348番2まで	旧	メートル 20.5~41.6	キロメートル 0.050	
		西予市野村町野村10号344番5から 同町野村10号348番2まで	新	20.5~44.6	0.050	

○愛媛県告示第1043号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
 令和4年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
えひめICT学習支援システム開発・運用保守強化業務一式	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年8月16日	株式会社シンプルエデュケーション 東京都千代田区麹町2-1 P.M.O半蔵門2F	40,150,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第8号

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月14日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後								改 正 前							
別表第1の1（第2条関係）								別表第1の1（第2条関係）							
学校名	全日制の課程			定時制の課程				学校名	全日制の課程			定時制の課程			
	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員		修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員
川之江高等学校	3年	普通科	<u>640</u>	省略				川之江高等学校	3年	普通科	<u>680</u>	省略			
省略								省略							
北条高等学校	3年	総合学科	<u>400</u>					北条高等学校	3年	総合学科	<u>440</u>				
省略								省略							
伊予高等学校	3年	普通科	<u>640</u>					伊予高等学校	3年	普通科	<u>720</u>				
省略								省略							
三瓶分校	3年	普通科	<u>120</u>					三瓶分校	3年	普通科	<u>180</u>				
省略								省略							
備考 省略								備考 省略							
別表第3（第3条関係）								別表第3（第3条関係）							
学校名		修業年限		生徒定員				学校名		修業年限		生徒定員			
今治東中等教育学校		6年		<u>880</u>				今治東中等教育学校		6年		<u>900</u>			
省略								省略							
宇和島南中等教育学校		6年		<u>880</u>				宇和島南中等教育学校		6年		<u>900</u>			
備考 省略								備考 省略							
別表第4（第4条関係）								別表第4（第4条関係）							
学校名	学校が行う教育の対象者	部	修業年限	学科	生徒定員			学校名	学校が行う教育の対象者	部	修業年限	学科	生徒定員		
省略								省略							
みなら特別支援学校	知的障害者	省略	3年	普通科	<u>180</u>			みなら特別支援学校	知的障害者	省略	3年	普通科	<u>170</u>		
		高等部		本 科	産業科	48	高等部			本 科		産業科	48		
省略								省略							
備考 省略								備考 省略							

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(高等学校の入学定員の特例)

2 別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、令和5年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	全日制の課程	
	学科	入学定員
川之江高等学校	普通科	200
北条高等学校	総合学科	120
伊予高等学校	普通科	200

(高等学校の入学定員の適用除外)

3 次の表に掲げる学校の学科については、別表第1の1備考2の規定は、適用しない。

学校名	全日制の課程	備考
	学科	
宇和高等学校 三瓶分校	普通科	令和5年度から生徒募集を停止

(中等教育学校の入学定員の特例)

4 別表第3備考1の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校については、令和5年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	入学定員
今治東中等教育学校	140
宇和島南中等教育学校	140

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第4号

令和5年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

令和4年10月14日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

令和5年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項

令和5年度愛媛県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

第1 募集

1 令和5年度愛媛県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。

2 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の小学科について、くくり募集(2以上の学科について一括して募集することをいう。以下同じ。)ができる。

また、国際文理解国際科及び国際文理解数科(以下「国際文理科」という。)については、くくり募集をする。

さらに、教育長が別に定める学科にあっては、普通科とのくくり募集ができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の定めるところによる。

なお、教育長が別に定める学科にあっては、通学区域によらないことができる募集定員の割合をあらかじめ定めた上で全国の区域から志願者を募集すること(以下「全国募集」という。)ができる。

第3 一般入学者選抜

1 実施学科

令和5年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

一般入学の募集人員は、全日制の課程にあっては当該学科の募集定員から当該学科の推薦入学確約者数を差し引いた数と、定時制の課程にあっては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 令和5年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校等」という。)を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

ア 出願期間は、令和5年2月15日(水)午前9時から同月21日(火)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月21日(火)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

イ 保護者の転勤に伴う県外からの出願については、志願変更期間中も出願することができる。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は課程に出願することはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)又は(イ)に該当する場合を除いては、二つ以上の学科に出願することはできない。

(ア) 同一学校における同一課程の農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望する場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする小学科にあっては、当該募集の単位をもって一つの小学科とみなす。

(イ) 理数科又は国際文理科に出願する場合で、当該県立高等学校の普通科を第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に入学選考料(全日制の課程2,200円、定時制の課程950円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、受検票を添え、在籍若しくは出身の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「中学校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学校等並びに中等教育学校のない場合にあっては、直接)、志願先の高等学校の校長(以下「志願先高等学校長」という。)に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に愛媛県立高等学校入学志願理由書(以下「入学志願理由書」という。)を添えて提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う県外からの出願については、入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う入学志願許可申請書を提出しなければならない。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中(保護者の転勤に伴う志願変更期間中の出願にあっては、志願変更期間中)に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

ウ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、令和5年1月13日(金)までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するものとする。

高等学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その

写しを令和5年1月20日(金)までに教育長に提出し、協議するものとする。

エ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上長期欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書(厳封すること。)を入学願書に添え、志願先高等学校長に提出することができる。

オ 海外帰国生徒等(ウ)に掲げる者をいう。以下同じ。)としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

(ア) 海外帰国生徒等としての扱いを希望する者は、令和5年1月13日(金)までに海外帰国生徒等取扱措置願を志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

(イ) 高等学校長は、海外帰国生徒等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを令和5年1月20日(金)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

(ウ) 海外帰国生徒等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後又は入国後の期間(帰国又は入国した日から令和5年2月14日までの期間をいう。)が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時又は入国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

(5) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、令和5年2月22日(水)午前9時から同月28日(火)正午までの間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額(1,250円)に相当する愛媛県収入証紙を添えなければならない。

志願変更の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後4時まで(同月28日(火)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

4 報告書

(1) 中学校長は、次の報告書を、令和5年2月22日(水)午前9時から同月28日(火)正午までの間に、志願先高等学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 学習成績等一覧表

(2) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

5 学力検査等

(1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

ア 検査教科

(7) 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

(4) 定時制の課程

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 検査問題

令和5年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（令和4年5月20日愛媛県教育委員会公告）1(1)イに定めるところによる。

(2) 実技テスト

今治工業高等学校繊維デザイン科及び松山南高等学校砥部分校デザイン科（以下「工業に関するデザイン科」という。）の入学志願者（当該学科を第2志望とする者を含む。）(3)において同じ。）に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 面接

ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。

イ 工業に関するデザイン科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
令和5年 3月7日（火）	9:00～9:30	点呼・受検上の注意
	9:45～10:30	国 語
	10:50～11:15	国 語（作文）
	11:35～12:25	理 科
	12:25～13:20	（ 昼 食 ）
	13:25～14:15	社 会
令和5年 3月8日（水）	9:00～9:30	点呼・受検上の注意
	9:45～10:35	数 学
	10:55～11:55	英 語
	11:55～12:55	（ 昼 食 ）
	13:05～	面 接 （工業に関するデザイン科 にあっては、実技テスト （30分）終了後に面接）

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校（本校又は分校）とする。

6 入学者の選抜方法

(1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

(2) 合格者の決定は、次の方法による。

ア 全日制の課程

(7) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあっては数学と理科の得点を、総合学科にあっ

ては5教科の中で得点が高い2教科の得点を1.5倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を300点満点とする。

(4) 調査書点（調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計をいう。以下同じ。）は、135点満点とする。

(7) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定めるものとする。

(2) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業若しくは水産に関する各学科、理数科又は国際文理科にあっては、当該学科を第1志望とする者を対象とする。

b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかった全ての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点（以下「A」という。）、調査書点に基づく得点（以下「B」という。）、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点（以下「C」という。）を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業若しくは水産に関する各学科、理数科又は国際文理科を置く高等学校における普通科の第2選抜については、当該学科を第2志望とする者も対象に含むものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、Aは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者とししない。

おって、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科及び専門学科（理数科 【理数科及び総合学科】を除く。）】

満点の比率			得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点			満点の比率			得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C	A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100	6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100	5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150	5	2	3			250	100	150
4	4	2	50x	50y	200	200	100	4	4	2	50x	50y	200	200	100
4	3	3	250	135	200	150	150	4	3	3	300	135	200	150	150
4	2	4			200	100	200	4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150	3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200	3	3	4			150	150	200

- 注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。
- 2 学力検査の成績に $\frac{50x}{250}$ 又は $\frac{50x}{300}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)
- <普通科の算出例>
 普通科でA、B、Cの満点の比率をそれぞれ6、2、2とした場合
 $A = \text{学力検査の成績} \times \frac{300}{250}$ (300点満点)
 $B = \text{調査書点} \times \frac{100}{135}$ (100点満点)
 C = 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点を換算(100点満点)

イ 定時制の課程

- (ア) 学力検査の成績は、検査を実施する3教科とも50点満点とし、合計150点満点とする。
- (イ) 調査書点は、135点満点とする。
- (ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによって全ての合格者を決定することができる。
- また、第2選抜のA、B及びCの満点の比率及び得点については全日制の課程に準ずるものとし、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。
- 第2選抜における具体的な得点の算出方法は、次の表のとおり。

満点の比率			得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150
4	4	2	$\frac{50x}{150}$	$\frac{50y}{135}$	200	200	100
4	3	3	$\frac{50x}{150}$	$\frac{50y}{135}$	200	150	150
4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200

- 注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。
- 2 学力検査の成績に $\frac{50x}{150}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)
- (3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則の規定に従って選抜する。
- (4) 海外帰国生徒等の入学志願者で、第3の3(4)オ(イ)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)及び(2)にかかわらず、高等学校長は、当該協議に基づき、当該高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。この場合において、当該高等学校の第1学年の学級数を限度として、募集定員を超えることができるものとする。
- (5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

- 7 合格者の発表
 合格者の発表は、令和5年3月20日(月)午前10時に、当該高等学校において、受験番号を掲示して行う。
- 8 学力検査の得点等の口頭による開示請求
 (1) 学力検査の得点等については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
 (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、令和5年3月20日(月)から1月間とする。
 (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時(令和5年3月20日(月)にあつては、午前10時)から午後5時(夜間定時制課程にあつては、午後9時)までの間に、志願先の高等学校で行うこと。
 なお、電話、はがき等による請求はできない。
 (4) 開示内容については、次のとおりとする。
 調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

第4 推薦入学者選抜

- 1 実施学科
 令和5年度入学者の募集を行う全日制の課程の全ての学科について実施する。
- 2 募集人員
 (1) 推薦入学の募集人員は、普通科、理数科、国際文理科及び普通科とのくくり募集をする学科にあつては当該学科の募集定員の5パーセントから15パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科(普通科とのくくり募集をする学科を除く。)及び総合学科にあつては当該学科の募集定員の20パーセントから30パーセントまで程度の範囲内で、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。
 なお、くくり募集をする学科にあつては、当該募集の単位をもって学科とみなす。
 (2) 全国募集を実施する学科にあつては、(1)の募集人員とは別枠として、県外の中学校等を卒業する見込みの者又は県外の中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を対象に推薦入学者を募集すること(以下「県外推薦入学者募集」という。)ができる。
- 3 出願
 (1) 出願資格
 ア 推薦入学を志願できる者は、令和5年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は県内の中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者(県外推薦入学者募集にあつては、県外の中学校等を卒業する見込みの者又は県外の中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者)であつて、次の要件の全てに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学校長」という。)が推薦するものとする。
 (ア) 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。
 (イ) 当該高等学校・学科に適性及び興味・関心を有すること。
 (ウ) 人物が優れていること。
 (エ) 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。

- (オ) 次の要件のいずれかに該当すること。
 - a 特別活動において優れた実績を有すること。
 - b 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。
 - c 理数科、国際文理科又は職業教育を主とする学科（普通科とのくり募集をする学科を除く。）を志願する者にあつては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それぞれの学科に関連した教科において秀でていること。

イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、令和5年1月23日（月）午前9時から同月30日（月）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月30日（月）にあつては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

推薦入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は学科に出願することはできない。ただし、くり募集をする学科にあつては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(4) 出願手続

ア 在籍中学校長は、推薦に当たっては、在籍中学校長を委員長とする推薦委員会を設け、適切な推薦入学志願者を決定するものとする。

イ 在籍する中学校等又は中等教育学校において推薦入学志願者として認められた者は、推薦入学願書に入学選考料（2,200円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、推薦入学受検票及び自己アピール書とともに、在籍中学校長に提出しなければならない。

ウ 在籍中学校長は、推薦入学願書、推薦入学受検票及び自己アピール書を報告書とともに、出願期間内に志願先高等学校長に提出するものとする。

エ 県外推薦入学募集の出願手続は、次のとおりとする。

- (ア) 県外推薦入学募集の志願者は、イにより提出する書類に入学志願理由書を添えて提出しなければならない。
- (イ) 高等学校長は、入学志願理由書の提出があつた場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

4 報告書

在籍中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次のとおりとする。

- (1) 調査書
- (2) 推薦書

5 作文、小論文、面接、集団討論等

(1) 作文、小論文、面接及び集団討論

推薦入学志願者全員に対して、作文及び小論文のうちから少なくとも一つ並びに面接及び集団討論のうちから少なくとも一つの合わせて二つ以上を行う。

なお、作文、小論文、面接及び集団討論の選定その他実施

内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

(2) 実技テスト

工業に関するデザイン科の推薦入学志願者に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 学力検査

学力検査は、行わない。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	作文・小論文、面接・集団討論等
令和5年 2月9日（木）	9:00～	点呼・受検上の注意
	点呼・受検上の注意終了後	作文・小論文
	作文・小論文終了後	面接・集団討論 （工業に関するデザイン科にあつては、実技テスト（30分）終了後に面接・集団討論）

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校（本校又は分校）とする。

6 推薦入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書並びに作文、小論文、面接、集団討論及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、推薦入学者を選抜する。

7 合格内定者の通知

(1) 高等学校長は、令和5年2月14日（火）午前10時から同月15日（水）正午までの間に、在籍中学校長に選抜の結果を推薦入学者選抜結果通知書により通知するとともに、合格内定通知書を交付する。

(2) 在籍中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。

(3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、在籍中学校長を通じ、入学確約書を令和5年2月20日（月）正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

8 合格者の発表

合格者の発表は、令和5年3月20日（月）午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第5 定時制の課程の第2次募集

1 実施学科

令和5年3月7日（火）及び8日（水）に実施した一般入学選抜（以下「第1次募集」という。）における合格者数が募集定員に満たない定時制の課程の学科について、第2次募集を行うものとする。

2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を第2次募集の募集人員とし、令和5年3月20日（月）午前10時に、当該高等学校に掲示する。

3 出願

(1) 出願資格

第3の3(1)に定める出願資格を有する者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、令和5年3月22日（水）午前9時から同月27日（月）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除

く日の午前9時から午後4時まで(同月27日(月)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限及び出願手続

第1次募集の場合に準ずる。

(4) 志願変更

志願変更は、できないものとする。

4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、令和5年3月22日(水)午前9時から同月27日(月)正午までとし、学習成績等一覧表は、提出を要しない。

5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実施期日及び日程は、次による。

期 日	時 間	教 科 等
令和5年 3月30日(木)	9:30~10:00	点呼・受検上の注意
	10:15~10:45	国 語
	11:00~12:00	社会・数学・理科・英語のうち2教科を選択受検
	12:00~13:00	(昼 食)
	13:10~	面 接

6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

7 合格者の発表

合格者の発表は、令和5年3月31日(金)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

8 学力検査の得点等の口頭による開示請求

第1次募集の場合に準ずる。ただし、口頭による開示請求をすることができる期間は、令和5年3月31日(金)から1週間とする。

第6 その他

1 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。

2 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、高等学校長は、当該生徒の合格又は入学許可を取り消すものとする。

3 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第5号

令和5年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のように定める。

令和4年10月14日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

令和5年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項

令和5年度愛媛県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

1 募集人員

令和5年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校 140名

愛媛県立松山西中等教育学校 160名

愛媛県立宇和島南中等教育学校 140名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則(平成14年愛媛県教育委員会規則第14号)の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 令和5年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校(以下「小学校等」という。)を卒業する見込みの者

(2) 令和5年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者又は県外の義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願期間

出願期間は、令和4年12月15日(木)午前9時から同月22日(木)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月22日(木)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

5 出願手続

(1) 入学志願者は、入学志願書に入学選考料(2,200円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒(長形3号とし、必ず宛先を明記して84円切手を貼ること。)を添え、在籍する小学校等又は義務教育学校の校長(以下「小学校長」という。)を経て、志願先の中等教育学校の校長(以下「志願先中等教育学校長」という。)に提出しなければならない。

(2) 入学志願者は、二つ以上の県立中等教育学校に出願することはできない。

(3) 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添えて提出しなければならない。

イ 志願先中等教育学校長は、志願の事由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

(4) 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、令和4年12月8日(木)までに作文、適性検査及び面接に関する特別措置願を志願先中等教育学校長に提出するものとする。

中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを令和4年12月14日(水)までに教育長に提出し、協議するものとする。

(5) 海外帰国児童等(ウに掲げる者をいう。以下同じ。)としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

ア 海外帰国児童等としての扱いを希望する者は、令和4年12月8日(木)までに海外帰国児童等取扱措置願を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

イ 中等教育学校長は、海外帰国児童等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを令和4年12月14日(水)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について

協議するものとする。

ウ 海外帰国児童等とは、保護者ととも県内に住所を有する者又は令和5年4月1日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後又は入国後の期間（帰国又は入国した日から令和4年12月14日までの期間をいう。）が3年以内であり、かつ、外国における在学期間が、帰国時又は入国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

6 志願者数の状況等の公表

中等教育学校長は、出願期間中、その学校の募集人員及び志願者数の状況を、学校のホームページに掲載し、及び学校の適当な場所に掲示するものとする。

7 調査書の提出

- (1) 小学校長は、調査書を令和4年12月26日（月）から同月28日（水）まで、令和5年1月4日（水）又は同月5日（木）の午前9時から午後4時までの間に、志願先中等教育学校長に提出するものとする。
- (2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料を提出するものとする。
- (3) 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

8 受検票の交付

中等教育学校長は、令和4年12月26日（月）から令和5年1月5日（木）までの間に、受検番号等を記入した受検票を小学校長を通じて入学志願者に交付する。

9 作文、適性検査及び面接

入学志願者全員に対して、次により作文、適性検査及び面接を行う。

- (1) 作文
作文の字数は、600字程度とする。
- (2) 適性検査
入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、主体的に学びに向かう姿勢を問うものとする。
- (3) 面接
入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。
- (4) 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
令和5年 1月9日（月）	8:50	集 合 （志願先中等教育学校）
	9:00～9:25	点呼、受検上の注意
	9:40～10:30	作 文
	10:50～11:50	適 性 検 査
	11:50～12:40	（ 昼 食 ）
	12:40～	面 接

- (5) 検査場
検査場は、志願先の中等教育学校とする。
- (6) 受検に当たったの留意事項
ア 作文、適性検査及び面接とも、開始5分前までに入室することとし、その開始の時刻までに入室しない者は、原則としてその時間の検査等を受検できないものとする。
イ 当日の持参品は、次のとおりとする。

受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、鉛筆削り、消しゴム、定規、下敷き（無地）、弁当

ウ イの持参品以外のもの（計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等）の検査場への持込みは、禁止する。

10 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性検査及び面接の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

- (1) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについては、次の方法により行うものとする。
ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。
イ 作文、適性検査及び面接の評価は、それぞれ50点満点とする。
- (2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。
- (3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則の規定に従って選考する。
- (4) 海外帰国児童等の入学志願者で、5(5)イの協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわらず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

11 入学予定者の発表

- (1) 入学予定者の発表は、令和5年1月16日（月）午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。
- (2) 中等教育学校長は、令和5年1月16日（月）午前9時から同月18日（水）正午までの間に、入学予定者の選考結果を入学志願者及び小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配付する。

12 選考結果の口頭による開示請求

- (1) 選考結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、令和5年1月16日（月）から1月間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分（1月16日（月）にあっては、午前9時）から午後5時までの間に、志願先の中等教育学校で行うこと。
なお、電話、はがき等による請求はできない。
- (4) 開示内容については、次のとおりとする。
調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点

13 入学予定者の手続等

- (1) 入学予定者の手続
ア 入学確約書の提出
入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、令和5年1月16日（月）の入学予定者の発表後から同月20日（金）午後4時まで（受

付時間は、午前9時から午後4時まで)とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するものとする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入学予定者の住所の存する市区町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け出るよう、文書により周知するものとする。

ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票(入学予定者証明書を市区町村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を含む。)を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

(2) 入学予定者の欠員の補充

ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補充入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の確認は、小学校長を経て行うものとする。

イ 欠員の補充を実施する期間は、令和5年3月31日(金)までとする。

ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について小学校長を経て通知するものとする。

14 その他

- (1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- (2) 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定又は入学許可を取り消すものとする。
- (3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第6号

令和5年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

令和4年10月14日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜 二

令和5年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

令和5年度愛媛県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

第1 募集人員

令和5年度県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別表のとおりとする。

第2 本科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がいが学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 令和5年3月末日までに特別支援学校の中学部、中学校若しくは義務教育学校(以下「中学部等」という。)を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

入学願書の提出期間は、令和5年1月30日(月)から2月10日(金)までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(2月10日(金)にあつては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、2以上の県立特別支援学校又は障がい部門への出願をすることはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合を除いては、2以上の学科への出願をすることはできない。

(ア) 2以上の学科を設置する県立特別支援学校(みなら特別支援学校及び松山城北分校を除く。)の学科を志望する場合で、当該校の他の学科を第2志望とするとき。

(イ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の産業科を第1志望及び第2志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第3志望及び第4志望とするとき。

(ウ) みなら特別支援学校又は松山城北分校の産業科を第1志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第2志望及び第3志望とするとき。

(エ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第1志望及び第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の中学部等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学部等校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合にあつては、直接)、志願先の特別支援学校の校長(以下「志願先校長」という。)に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に入学志願理由書を添えて提出しなければならない。

(イ) 志願先校長は、入学志願理由書の提出があつた場合は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出し、承認を受けるものとする。

2 報告書

(1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、令和5年2月13日

(月)午前9時から同月21日(火)午後4時までの間に、志願先校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票(松山盲学校の入学志願者に限る。)

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

- (2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。
- (3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍中学部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

普通科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

当該特別支援学校の校長(以下「特別支援学校長」という。)が、学校の実態に応じて決定する。

(2) 検査問題

令和5年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について(令和4年5月20日愛媛県教育委員会公告。以下「公告」という。)2(1)イ(ア)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、令和5年3月10日(金)とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校)とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、特別支援学校長が学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校)とする。

5 入学者の選抜方法

特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、令和5年3月22日(水)午前10時に、当該特別支援学校(松山城北分校にあっては、みなら特別支援学校)において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

- (1) 学力検査の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平

成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。

- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、令和5年3月22日(水)から1月間とする。

- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時(3月22日(水)にあっては、午前10時)から午後5時までに、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校)で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

- (4) 開示内容については、次のとおりとする。

学力検査の教科別得点とその合計得点

第3 専攻科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がいが学校教育法施行令第22条の3の表に定める程度のもので、次のいずれかに該当するものとする。

ア 令和5年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校(以下「高等部等」という。)を卒業する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

本科入学者選抜の場合に準ずる。

(3) 高等部本科との併願

入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科を第2志望とすることができる。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の高等部等の校長(以下「在籍高等部等校長」という。)を経て(在籍及び出身の高等部等のない場合にあっては、直接)、松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、本科入学者選抜の場合に準ずる。

2 報告書

- (1) 在籍高等部等校長は、次の報告書に、入学志願者の卒業証明書又は卒業見込み証明書を添えて、令和5年2月13日(月)午前9時から同月21日(火)午後4時までに、松山盲学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

- (2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

- (3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍高等部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

- (2) 検査問題
公告2(1)イ(イ)に定めるところによる。
- (3) 期日及び日程
検査期日は、令和5年3月10日(金)とし、その日程については、松山盲学校長が定める。
- (4) 検査場
検査場は、松山盲学校とする。
- 4 面接及び適性検査
 - (1) 面接
入学志願者全員に対して、面接を行う。
 - (2) 適性検査
ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。
イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。
 - (3) 期日及び日程
学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、松山盲学校長が定める。
 - (4) 検査場
検査場は、松山盲学校とする。
- 5 入学者の選抜方法
松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。
- 6 合格者の発表
合格者の発表は、令和5年3月22日(水)午前10時に、松山盲学校において、受験番号を掲示して行う。
- 7 学力検査結果の口頭による開示請求
本科入学者選抜の場合に準ずる。
- 第4 その他
この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、

教育長が定める。

別表 令和5年度愛媛県立特別支援学校高等部募集人員

学 校 名	学 科 名		募集人員
松 山 盲 学 校	本 科	普 通 科	8
		保 健 理 療 科	8
	専 攻 科	理 療 科	8
松 山 聾 学 校	本 科	普 通 科	8
		理 容 科	8
しげのぶ特別支援学校	本 科	普 通 科	24
みなら特別支援学校	本 科	普 通 科	60
		産 業 科	16
みなら特別支援学校 松 山 城 北 分 校	本 科	普 通 科	16
		産 業 科	8
今 治 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
宇和特別支援学校 (聴覚障がい部門)	本 科	普 通 科	8
宇和特別支援学校 (知的障がい部門)	本 科	普 通 科	30
		産 業 科	16
宇和特別支援学校 (肢体不自由部門)	本 科	普 通 科	8
新居浜特別支援学校	本 科	普 通 科	32
		産 業 科	8
新居浜特別支援学校 川 西 分 校	本 科	普 通 科	8
計			340

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和4年10月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
和田三恵後援会	和 田 三 恵	和 田 三 恵	宇和島市保田町甲1161-5	令和4年9月28日
乗松幸子後援会	乗 松 幸 子	乗 松 耕 一	松山市生石町510-1	令和4年9月29日
かっちゃん笑顔溢れる新居浜をつくる会	加 藤 昌 延	加 藤 瑞 穂	新居浜市多喜浜三丁目2-11	令和4年9月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和4年10月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党中山支部	田中 弘	主たる事務所の所在地	伊予市中山町中山卯404	伊予市中山町中山酉78	令和4年8月20日
		代表者	田中 弘	武智 実	
参政党愛媛支部	寺川 正一	政治団体の区分	政党の支部	その他の政治団体の支部	令和4年9月14日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
松岡一誠後援会	松岡 佑輔	代表者	松岡 佑輔	松岡 一誠	令和4年9月21日

○愛媛県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和4年10月14日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県松山市第十一支部	白石 研策	令和3年3月31日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
白石けんさく後援会	横川 義隆	令和3年6月15日
富永きよ後援会	富永 喜代	令和4年8月15日
明 恭 会	村田 裕司	令和4年9月8日
松岡一誠後援会	松岡 佑輔	令和4年9月21日

○愛媛県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和4年10月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
加藤 昌延	新居浜市議会議員	かっちゃん笑顔溢れる新居浜をつくる会	新居浜市多喜浜三丁目2-11	令和4年9月27日
乗松 幸子	愛媛県議会議員	乗松幸子後援会	松山市生石町510-1	令和4年9月29日

○愛媛県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和4年10月14日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
松岡 一誠	松岡 一誠 後援会	令和4年1月14日
富永 喜代	富永 きよ 後援会	令和4年8月15日